

答申第169号

平成26年10月3日

神戸市長

久元喜造様

神戸市情報公開審査会

会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

( 答 申 )

平成26年3月31日付神保総計第3207号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

以下の公開請求における公文書を保有していないことによる非公開決定に対する不服申立てについての諮問

- ・昭和58年8月15日付兵庫指令薬第365号（しあわせの村温泉掘削許可）とこれに関わる工事業者との契約書及び解約に至った経緯。
- ・昭和60年4月1日付薬第31号（しあわせの村温泉掘削期限延長）とこれに関わる工事業者。

1 審査会の結論

本件の公開請求に対し、公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「昭和 58 年 8 月 15 日付兵庫指令薬第 365 号（しあわせの村温泉掘削許可）とこれに関わる工事業者との契約書及び解約に至った経緯。

昭和 60 年 4 月 1 日付薬第 31 号（しあわせの村温泉掘削期限延長）とこれに関わる工事業者。」

(2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、申立人は、不存在とされた公文書の公開を求めて異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 26 年 2 月 27 日付の異議申立書、平成 26 年 6 月 2 日付の意見書及び平成 26 年 8 月 18 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

実施機関は文書を保有していないと主張するが、温泉法上保存が義務付けられており、これを保有していないなどと、見え透いた嘘はつくべきではない。速やかに開示すべきである。

財団法人神戸市都市整備公社（以下「公社」という。）から兵庫県知事に宛てた文書である神整公工第 22 号の最後の頁に「担当の民生局は、技術部門を持たないので、これまで防災工事、造成工事、基幹設備工事の一切を神戸市が 100% 出資している外郭団体である財団法人神戸市都市整備公社に委託して行っている」とある。これは民生局が技術部門を持たないので工事等については公社に委託するが、それ以外は民生局がすると言っているのである。

非公開理由説明書の中に「しあわせの村温泉掘削に関連する業務は、神戸市が当時の財団法人神戸市都市整備公社に委託したものであり、掘削の許可申請や工事については、公社が実施主体に該当する」とあり、神戸市は工事実施主体でないため、許可文書も契約、解約に関しても関連する文書は保有していないと、まるで自分と関係ないかのような言い分であるが、しあわせの村温泉事業は全額国の補助事業であるということを忘れては困る。当時の建設省から補助金が出たのは神戸市に対してであり、公社で

はない。したがって公社は実施主体にはなれない。神戸市は工事実施主体でないため何も知らんと開き直って、責任転嫁も甚だしい。

百歩譲って神戸市の言う通りだとしても、全体工程を取りまとめ、安全上の責任者が神戸市なのである。工事全体の施工管理は公社がしても、国や県に対する責任は神戸市の民生局が負うべきことくらい分かるであろう。もし重大な事故を発生させたとしたら、その責任は神戸市民生局で公社ではない。

温泉認定に関わる重要書類が民生局に保管されていないことの方がおかしい。工事主体が公社でも実施主体は神戸市である。

しあわせの村が営業している限り、温泉認定に関する公文書等は年数に関係なく保存義務があり、温泉法上の根拠文書はしあわせの村が存続している間は神戸市民生局が管理する責任がある。100%出資の公社の連結上の責任は神戸市にあり、必要な文書が求められれば、公社に要求するだけで足りる。

公文書管理規程の保存年限を超えているからといって、ジャングル温泉の存在を証明する唯一の関連文書を破棄するはずがない。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 26 年 4 月 18 日付の非公開理由説明書及び平成 26 年 7 月 16 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

しあわせの村温泉掘削に関連する業務は、神戸市が当時の公社に委託したものであり、掘削の許可申請や工事については、公社が実施主体に該当する。

昭和 58 年 8 月 15 日付兵庫指令薬第 365 号(しあわせの村温泉掘削許可)については、神戸市から委託を受け、しあわせの村温泉掘削の申請を行った公社あてに、兵庫県が許可をした文書であると思われ、神戸市は保有していない。また、これに関わる工事業者との契約及び解約についても、神戸市は工事実施主体でないため、関連する文書等は保有していない。

昭和 60 年 4 月 1 日付薬第 31 号についても、兵庫県が当時の公社あてに出した文書であると思われ、神戸市は保有していない。また、これに関わる工事業者についての文書についても、神戸市は工事実施主体でないため、保有していない。

なお、神戸市が委託先である公社より、温泉掘削に関する報告や写し等を入手している可能性はあるが、それについては、もし当時取得していたとしても、現在見当たらないので、公文書管理規程の保存年限(「契約に関する公文書で重要なもの」の保存年限は 10 年)を超えていて廃棄したと思われる。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件請求文書について

申立人が公開請求を行った文書(以下「本件請求文書」という。)は、「昭和 58 年 8

月 15 日付兵庫指令薬第 365 号（しあわせの村温泉掘削許可）とこれに関わる工事業者との契約書及び解約に至った経緯」及び「昭和 60 年 4 月 1 日付薬第 31 号（しあわせの村温泉掘削期限延長）とこれに関わる工事業者」に関する文書である。

(2) 争点

実施機関は、本件請求文書を保有していないことによる非公開決定を行った。これに対し、申立人は、本件決定を取消し、対象文書のすべてを公開すべきとして争っている。本件においてまず争点となるのは、本件請求文書の存否である。

以下、検討する。

(3) しあわせの村の温泉掘削について

しあわせの村は、神戸市民の福祉をまもる条例（昭和 52 年 1 月条例第 62 号）の理念の実現を目指し、市民福祉の高揚、福祉活動の推進、健康の増進等の事業を行い、市民福祉の総合的推進を図るため、平成元年 4 月に開村した総合福祉ゾーンである。

しあわせの村には、ジャングル温泉や体育館、トレーニングセンター等がある温泉健康センターを始めとする多数の施設が整備され、村内にある泉源から湧き出てくる温泉水を、ジャングル温泉や福祉エリアの施設において利用している。

温泉の掘削について、実施機関によると、兵庫県から昭和 58 年 8 月 15 日付で温泉の掘削許可を受け、昭和 60 年 4 月 1 日付で期間更新を認められた。申立人による本件請求は、この掘削許可及び期間更新の文書並びに当該許可に基づく掘削にかかる工事業者との契約書等の文書の公開を求めるものである。

なお、実施機関によると、結果的には上記の許可を受けた地点での温泉掘削は中止した。一方、別の地点で、庭園等への地下水の活用のため井戸の掘削を並行して行っていたところ、その水質が温泉として有望であることが判明した。そこで、昭和 60 年 8 月 7 日付で新たに温泉の掘削許可を受け、温泉掘削を行った。これが現在の泉源となっている。

(4) 本件請求文書の存否について

実施機関によると、しあわせの村温泉掘削に関連する業務は、神戸市が当時の公社に委託している。したがって、兵庫県からの温泉の掘削許可及びその期間更新は、神戸市ではなく公社に対して行われ、また、工事業者との契約も工事実施主体である公社が行っているとのことである。そうすると、本件請求文書を直接的に取得、作成したのは実施機関ではなく公社であると推認される。

しかし、委託業務であれば、公社から委託元である実施機関に対して報告等がなされ、その際に何らかの文書を取得した可能性が考えられる。

そこで、審査会が実施機関に対して、関連する文書がないか改めて聴取したが、しあわせの村の福祉エリアを所管する保健福祉局、都市公園エリアを所管する建設局のいずれにおいても、庁内及び庁外の書庫を検索した結果、本件請求の趣旨に合致する文書を見つけることはできなかったとのことである。

すなわち、保健福祉局には、しあわせの村に関する古い文書として、永年保存文書

である、しあわせの村条例、施行規則の制定及び改正関係のファイルや、民間福祉施設との賃貸借契約等の重要な公有財産関係のファイルが存在しているが、これらの中には温泉掘削に関する文書はなかった。それ以外に保管しているのは最近の管理運営に関する文書が大半であり、温泉掘削当時の文書はなかった。

建設局には、しあわせの村に関して、永年保存文書である神戸市都市公園条例、施行規則の制定及び改正関係のファイルがあるが、それ以外には最も古いものでも平成11年以降の施設建設や補修等に関するファイルであり、やはり温泉掘削に関する文書はなかった。

公文書の保存期間の観点から検討すると、市の公文書の管理は公文書管理規程に基づいて行われており、同規程では、「契約に関する公文書で重要なもの」の保存期間の基準は10年とされている。本件請求文書は、昭和58年の温泉掘削許可及び昭和60年の期間更新に関する文書であり、当時、公社から何らかの文書を取得していたと仮定しても、すでに保存期間を満了している。

保存期間が満了しても、職務遂行上必要があると認めるときは、公文書管理規程に定めるところにより、所管課長は保存期間を延長することができるため、この点について実施機関に説明を求めたが、実施機関では、本件に関して保存期間延長の手続きを行った形跡も見当たらなかった。

また、公社の後身である一般財団法人神戸すまいまちづくり公社に対しても、本件請求の趣旨に該当する文書が存在するかどうか確認したが、しあわせの村建設当時の文書は保存期間満了のためすでに廃棄しているとのことであった。建設当時の記録として唯一残っているのは造成工事の記録誌であり、これについては、温泉掘削に関する部分を抜粋して申立人に開示済みであるとのことであった。

なお、申立人は、本件請求文書は温泉法上保存が義務付けられていると主張するが、温泉法を確認したところ、そのような趣旨の規定は見当たらなかった。

以上を踏まえて判断すると、本件請求の趣旨に該当する文書が存在していることを窺わせる事実を確認することができず、文書が存在しないとする実施機関の主張は不合理とはいえない。

#### (5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成26年3月31日	—	* 諮問書を受理
平成26年4月18日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成26年6月2日	—	* 審査請求人から意見書を受理
平成26年7月16日	第279回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成26年8月18日	第280回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成26年9月17日	第281回審査会	* 審議